

平成 年 月 日

写) 松ヶ丘町内会長殿

松ヶ丘住宅地建築協定  
運営委員長殿

(建築業者)

社名  
住所  
代表者  
電話番号

印

覚書

弊社は、貴建築協定区域の住宅の新（増・改）築工事に関し、近隣住民に迷惑を掛けないよう下記事項を遵守致します。

記

1. 工事の概要

住 所：横浜市栄区笠間5丁目 番 号（住所表示）  
施主名：  
構 造： 造 階建一戸建専用住宅  
建築面積 平米 床面積 平米  
建物の高さ 米  
以上建築確認申請の通り。

2. 工事期間等

平成 年 月 日より、平成 年 月 日までとする。  
但し日曜、祝祭日は除く。  
また、天候等の理由により、期間を延長する場合は、事前に連絡すると同時に、近隣にも周知させる。  
工事時間は午前 時より午後 時までとする。但し、騒音が生じない屋内工事は除く。

3. 車輌（工事用及び工事従事者）の通行

近隣の住民（人及び車）の通行と安全の確保に万全を期し、次の通りとする。

- (1) 資機材の運搬に小型車を使用する。止むを得ず大型車を使用する場合には、事前に、その時間帯を近隣に周知させる。
- (2) 資機材の積みおろしは迅速に行う。但し、近隣の通行の妨げになると予測される場合は、前項同様近隣に周知させる。
- (3) 前2項以外周辺道路への駐車を厳禁とする。

4. 環境安全対策

砂じん、水、塗料等の飛散防止に万全の対策を取り、騒音（従事者のラジオを含む）についても、可能な限り迷惑を掛けないよう努める。  
また、一日の工事終了後の後片付け清掃を行い、工事現場に子供等が立ち入り出来ないように防止措置を講ずる。

5. 賠償責任

万一、近隣の住民及び構造物に損害を与えた場合、その賠償につき責任を以って対処する。

6. その他

上記以外に問題が生じた場合、双方協議の上、誠意を以って解決を図る。

7. 本建築に関わる連絡窓口は貴役と打合せの結果、次の通りとする。

◎ 建築業者

(社名)

現場責任者

(氏 名)

(電 話)

(携帯 tel)

◎ 松ヶ丘住宅地

建築協定運営委員

(氏 名)

(住 所)

(電 話)

以 上